

浜田市議会議長 様

陳情

2021年6月8日

1 サンビレッジスケート場 審査委員会のメンバー 浜田市の説明 ミスの訂正
施設の審査委員のメンバーは本来バランスよく選ばれるべきだと思います。

人材の面で仕方がないのも理解できます。

しかし、第2回の審査委員会では、継続という仮結論に達していた。

第3回の審査委員会では、生涯学習課長が「類似都市はスケート場を持たない、益田市、萩市などである」と発言した

また、別の資料を提示し、「浜田市の適正数はゼロである」と発言

これらの発言により、委員会の空気が変わり、委員から「類似都市と整合性は持たせる必要があるのか？」との質問に対して、否定するどころか「そのように・・・」というような回答をした。

しかし、担当者に聞いたところ特殊施設は類似都市にあることはまれなので、

「その施設自体」が必要かどうかを判断することになると説明がありました。

その後、線についての訂正があったが、訂正をもとに議論されることはなかった。

これは、公正な審査委員会が浜田市の考えと違う結論を出しそうなので、事実とは違うともいえる説明をして、結論を誘導したようにも考えることもできる。

その後、浜田市はスケート場を多目的広場をした場合のコスト比較についての資料を作ったが、人件費は入っていない等、不正確なものであった。それでも、スケート場のコストが小さかった。

しかし、部長会議での発言は、「スケート場を継続すると指定管理料を値上げしなければならない」と、3月に退職した課長が、事実とは違う発言をした（資料は出さず）

その後、市民の強い要求により（当然のことだが）精査したコスト比較表を作り直したが、今度は、最初は、公表を拒まれ見ることができなかった。

前回の陳情の利用者の数のいい加減さと言ひ、コストの事実とは違う発言と言ひ、比較表の隠蔽と言ひ、再考の場合のハードルの高さと言ひ、廃止を望んでいるように思える。

正当な手続きで「廃止」になるなら構わないが、審査会の資料提供、不自然な発言、部長会議の事実とは違う発言、新しい比較表の出し渋りなど、誘導による決定と思われるような流れは、問題を残すと思う。

私自身は、継続に反対だが、反対の私でさえ、このような流れの決定は問題があると思わざるを得ない。

仕切り直しをするなど、手続きに納得できるプロセスを経るようお願いする。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



発言希望

平成 28 年度 第 2 回 浜田市スポーツ推進審議会
平成 29 年 1 月 16 日 19:00~20:35

議事録

【事務局説明】配布資料の説明

このスポーツ施設の適正な配置及び整備についてってところの 2 ページ目に結論めいたようなことで書いておられますが、先ほど類似団体との比較ということで、人口規模が同様な自治体と比較した場合に浜田市のスポーツ施設について、今後のスポーツ施設の箇所数はそれぞれ、陸上競技場だったら現状 3 カ所だけど 2 カ所が望ましいというふうにあります、これをそのまま今回こういう考えて生きたいということなんでしょうか？

それじゃあお願いします。2 ページのところにもまとめてあるんだね？それから競技場であれば現況 3 カ所なんだけど 2 カ所にしてはということです。その他全部ありますけど。お願いします。

【山根課長】先ほど説明にもございましたけども、大体その標準的なもので言えば、数としてはどれくらいが適正なんだろうかという目安というのが必要ではないかということで、類似団体の数値から、これは適正数というふうにしてますけども、この辺もいわゆる整備の方向性という文書の中に組み入れまして、こういった、これが浜田市としては適正ではないでしょうかということで、意見の中へ盛り込んでいただいたほうがいいかなということで、ちょっとまだ説明してませんが 1 ページのところはそれぞれの施設ごとの現状を盛り込みまして、それから先ほどの資料に基づいて、こういう現状ですけども何カ所くらいが適正ではないかというふうな言い方をしてはどうでしょうかということで、これも併せてご検討いただければというふうに思います。

分かりましたか？適正な配置ということで、スケート場が 1 カ所がゼロというようになっておるのもちょっと気になるんですけど...

ですのでこの分、併せて検討なんですけど、当然この評価のほうの最終評価も変わって来るといこと、例えば今の会長さんが言われましたスケート場ですと D になるということですね。分かりました。

【山根課長】整合性を持たせないといけないと思いますので。

その他ございますか？これ、右側の現状を合計すると 34 となると思うんですけども、左側は今度は減ったので 23 で、10 箇所程度減らすという

(表3) 類似団体^(※)のスポーツ施設の現況

※産業構造、人口規模50,000～70,000人程度、面積600～800km²程度で抽出

	島根県 浜田市	島根県 益田市	山口県 萩市	広島県 三次市	滋賀県 高島市	青森県 十和田市	北海道 石狩市	類似団体 平均	適正数
人口	57,399	47,088	48,704	53,075	50,316	62,880	58,984		
面積(km ²)	689.6	733.24	698.79	778.19	693	725.67	721.86		
人口密度(人/km ²)	83.1	64.2	69.7	68.2	70.9	86.7	81.6		
合併状況(構成単位)	1市3町1村	1市2町	1市2町4村	1市4町3村	5町1村	1市1町	1市2村		
担当部署	生涯学習課	社会教育課	スポーツ推進課	スポーツ課	市民スポーツ課	スポーツ生涯学習課	スポーツ健康課		
①陸上競技場	3	1	(1)	1	0	2	1	1	2
②野球場	4	3	(1)	4	2	2	1	2.2	3
③体育館	(1) 5	4	(1) 11	(1) 2	5	2	0	4.3	4
④テニス場 (硬式・軟式)	(1) 4	4	1	(1) 2	3	2	7	3.3	2
⑤多目的広場	7	(1) 2	(1) 11	5	6	2	6	5.7	5
⑥プール	3	2	1	(1) 2	3	4	1	2.3	3
⑦サッカー場	1	(1) 1	0	0	0	2	0	0.7	1
⑧フットサル場	2	2	0	0	0	0	0	0.3	2
⑨スケート場	1	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩グラウンドゴルフ	1	2	1	1	0	0	0	0.7	1
合計	(2) 34	(2) 21	(4) 25	(4) 18	19	16	16	18.7	23
備考		无直(方針は あるが、 具体的合計面なし)	プール2→1 无直(計画なし)	H20.3管理計画策 定、 具体的合計面なし	无直(計画なし)	他に屋内グラウン ド2箇所 村営不足に13箇 所同様 用紙施設の2→を 数含新規追加を 想定	无直(計画なし)		

注:()内は県立施設 外数

(表3) 浜田市の状況及び類似団体(※)のスポーツ施設の現況

※産業構造、人口規模50,000～70,000人程度、面積600～800km²程度で抽出

		島根県 浜田市								
				参考	島根県 益田市	山口県 萩市	広島県 三次市	滋賀県 高島市	青森県 十和田市	北海道 石狩市
人口		57,399			47,088	48,704	53,075	50,316	62,880	58,984
面積(km ²)		689.6			733.24	698.79	778.19	693	725.67	721.86
人口密度(人/km ²)		83.1			64.2	69.7	68.2	70.9	86.7	81.6
合併状況(構成単位)		1市3町1村		類似 団体 平均	1市2町	1市2町4村	1市4町3村	5町1村	1市1町	1市2村
担当部署		生涯学習課	適正数		社会教育課	スポーツ推進課	スポーツ課	市民スポーツ課	スポーツ生涯学習課	スポーツ健康課
①陸上競技場	3	2	0.8	1	0	1	0	2	1	
②野球場	4	3	3.7	3	(1)1	4	2	2	10	
③体育館	(2) 5	4	6.5	4	(1) 12	(1) 9	6	2	6	
④テニス場 (硬式・軟式)	(1) 4	2	3.7	2	2	(1) 7	3	2	6	
⑤多目的広場	7	6	5.8	5	(1) 10	(1) 7	9	2	2	
⑥プール	3	3	3	2	1	(1) 6	3	4	2	
⑦サッカー場	1	1	1	(1) 2	0	0	0	2	2	
⑧フットサル場	2	2	0.2	0	0	0	1	0	0	
⑨スケート場	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
⑩グラウンドゴルフ ゲートボール	3	1	1.2	2	1	2	2	0	0	
合計	(3) 33	25	25.8	(1) 21	(3) 27	(4) 36	26	16	29	
備考				見直し方針は あるが、 具体的な計画な し	プール2→1 見直し計画なし	H28.3管理計画策 定。 具体的な計画なし	見直し計画なし	他に屋内グラウ ンド2箇所 耐震不足により3 箇所閉鎖 閉鎖施設の2つを 統合新規建設を 想定	見直し計画なし	

注:()内は県立施設 外数

会議では0

以上のとおり、東公園内の各施設は、次の課題を抱えている。

- (ア) 陸上競技場を含む、東公園全体の地盤沈下
- (イ) 硬式野球利用時の場外への飛球による利用者等の安全確保
- (ウ) テニス場の土ぼこりの周辺への悪影響
- (エ) 公園全体の慢性的な駐車場不足

しかしながら、当面、施設改修を進め、市民にとって利用しやすい施設として、維持・整備を行う必要がある。

イ サン・ビレッジ浜田

サン・ビレッジ浜田のスケート場は、平成8年の開館以来20年を経過し、あらゆる機器が老朽化、消耗し、更新や点検すべき時期に達している。

スケート場利用者は、開館当初の年間約20,000人がピークであり、自主財源(利用料収入)で管理・運営ができるほどの収入を得ていた。しかし、近年では、年間約10,000人と半減している。また、利用者のうち市民の利用が約40%と低迷している。

利用者の確保については、近隣でスケート場がある出雲市の宍道湖公園湖遊館(平成26年度入館者数約67,000人)や広島市の総合屋内プールなど、人口が集中する都市圏で入館者は確保できているものと思われるが、県西部の人口規模で、現状1万人を確保していることは、指定管理者の努力によるものであるが、収支をまかなうだけの入館者の増は難しい現状である。

今後の課題として、平成31年中で冷却媒体のフロンガスの製造が中止となり、他の冷媒に対応した施設に転換しなければならない。継続するためには、機器の更新費用として1億円以上の経費が必要と試算される。

また、老朽化しているエンジン、冷却管等の設備の改修が必要であり、多額の経費を要することが想定される。

こういった近い将来に多額の経費を要すること、現状での指定管理費や修繕費などのかかる通常経費で年間約1千5百万円以上を要している。

開館20年を経過し、設置当初と社会状況等、大きく変化していることから、今後のあり方を考える時、かかる経費、利用人数などと、この施設が、広く市民の健康増進やスポーツの振興といったことにおいて、費用対効果の観点から考えると、廃止といった厳しい判断にならざるを得ない。

廃止するとした場合、アイススケート場は、建物自体が今後も使用できるため、需要が高まっている軽スポーツなど屋内競技用施設へ用途変更し、ゲートボールやグラウンドゴルフなどができる多目的な施設への転換も考えられるが、施設自体の維持管理経費が今後も必要となる。

スポーツ広場については、平成23年度に天然芝から人工芝への大改修工事を行い、年間利用人数は、サッカー利用を中心に工事前までの4~5.倍の3万人を超え、十分に活用されている。また、平成27年度には、広場に隣接してフットサルコート1面と荒天時の避難所を兼ねた休憩所を建設し、利用しやすい施設としての整備を行っている。

盤の安定性は良いんですけども、補助グラウンドの確保や交通機関、宿泊施設や飲食関係などの利便性、また利用者の見込みなど、総合的に評価した場合、他の施設に投資して整備することは不向きであると判断しております。以上のことから現時点の結論から申しますと、既存の陸上競技場は市の中心にあり、小・中・高の練習場所としても使用され、一般市民のジョギングやウォーキングなど利用率も高く、幅広く市民に親しまれており、利用頻度・利便性・公共性などによる費用対効果から判断した場合、第4種公認を継続することはやむを得ないことと思っております。

続きまして野球場についてですけども、この施設も陸上競技場と同様に地盤沈下による影響を受けております。課題としては、硬式野球による場外飛球の安全性確保や老朽化したスコアボードの改修を初めとした他の施設の整備改修を実施する必要があります。中心的な役割を担う、既存する他の野球場として金城運動公園多目的広場・旭公園市民球場・三隅中央公園市民野球場の3つの施設がありますが、陸上競技場と同様に立地条件や交通機関、宿泊施設や飲食関係などの利便性、利用者の見込み数、観客席、広さなどによる費用対効果から判断した場合、当面は既存の浜田市野球場の改修等を進めながら将来像を検討して行くことになると思います。

続きましてテニスコートですけども、東公園内のテニスコートは利用頻度は高いです。しかしながら全天候型オムニコートではなく、4面しかありません。小規模でありますし、県の大会等は県が管理されている8面ある、石見海浜公園のテニスコートで行われることが多くなっております。またアンツーカーコートであるために土埃が周辺に拡散し、悪影響を与えているという課題もあります。現状の施設を拡大することは困難であり、大掛かりな改修や整備を実施するのではなく、石見海浜公園・金城運動公園・三隅中央公園のオムニコートの利用推進も必要であると思っております。東公園も各施設で大会等が重なった時に駐車場不足になることも多々あります。今後はそのテニスコートの利用について、駐車場とか緑地化、それから多目的グラウンドなどの他の用途に移行することも考えられるのではないかと考えております。

続きましてプールについてですけども、平成26年度に浜田市が施設を取得いたしました。昨年の平成27年11月から今年の28年の5月にかけて屋根等の改修工事を実施しました。これに伴い、内装や電気設備等も新しくなったために、今後20年間は施設として利用することが可能になりました。これまでスイミングスクールとして子供たちへの水泳教室の普及に貢献しており、全国大会出場者を輩出していること、また幼児から高齢者まで幅広く市民が利用されており、欠かすことの出来ない施設となっております。

以上、東公園内の施設について説明致しましたが、やはり大きな課題として公園全体が地盤沈下により施設の至るところで損傷や沈下が起こっており、この対策に莫大な投資をしても解決するといった確約もありませんが、当面現行の施設を回収・整備しながら、市民が安全で安心して利用しやすい施設として整備を進めながら、将来的には島根県西部地域での県立の施設建設を望むところであります。以上、東公園について説明させて頂きました。

【近重】続いて失礼します。サンビレッジ浜田のほう、お配りした資料5ページのほうになりますけれどもご説明をさせていただきます。生涯学習課の近重と申します。座って説明させていただきます。サンビレッジ浜田でございますが、場所のほうは皆さんご存知の通り、海浜公園の方を右折して県道リゾート線に入って頂き、浜田ゴルフリンクスの県道を挟んだ対面に存在をしております。この施設については大きく2つに分けております。スケート場、もう1つはスポーツ広場。主にサッカーで利用されております。ですのでスケート場とスポーツ広場というところで別々に結論のほうをお話し致します。

スケート場につきましては結論だけ申し上げますと、かかる経費・利用人数など費用対効果の観点から考えると厳しい判断を下さざるを得ない施設であるというふうに考えております。理由を申し上げます。開館したのが平成8年、概ね20年を経過しました。あらゆる機器につきましては、老朽・消耗化しております。更新・点検をすべき時期に達しております。また、利用者人数についてです。開館時点2万人でしたが、現在は半減して約1万人程度での推移をしております。また、市民のためのスポーツの振興のための施設ではございますが、内訳として概ね市民の方の利用が40%程度だということで推移をしております。この利用者の減少につきましては、県内の出雲市にあります宍道湖公園湖遊館、これは26年6万7000人です。浜田市の6.7倍ですね。で、広島市の総合屋内プール、ビッグウェーブというところがありますが、こういったところは都市圏の入館者が確保出来ていると思われそうですが、こちらの人口規模で現状1万人を確保しているという状況でございます。この結果はやむを得ないものかと考えております。ま

た、施設の問題でございます。実は製氷するにあたりまして冷却する媒体にフロンガスというのを使っておりますが、こちらの製造が平成 31 年で中止となります。これはあくまで製造が中止になるだけであって使用が中止されるものではございませんが、もう補充が段々全体の総量が減って来ますので、もしスケートを続けるということになりましたら新しい冷媒に対応した施設への転換を求められております。ただ、その経費としましては、少なくとも 1 億円以上かかるということが試算されております。また、これはあくまで製氷にかかる機械ですがその他のエンジン…冷却管といったものも改修が必要であり、さらに経費を要することと考えられています。また、維持管理にかかるもの、修繕にかかるものということで、年間、市のほうから 1500 万円を支出しております。こういった観点から先ほど最初に申し上げた結論の通り、経費、利用人数の推移、社会情勢の変化等を鑑みますと、厳しい判断を下さざるを得ないというふうな考えを持っております。仮に廃止するとした場合には、スケート場自体の建物自体はまだ利用が出来るため、候補の 1 つとしまして屋内協議の軽スポーツに使える、例えばゲートボールであったりグラウンドゴルフが屋内で開催出来るというような施設へ改修をするということも考えられますけれども、やはり残すということであればそれなりの維持管理費がかかることが挙げられます。

2 つ目のスポーツ広場でございます。書いてある通り、23 年度に天然芝から人工芝への大幅な改修を行いました。それに伴いまして、例年の利用者から 4~5 倍増えまして、現在では 3 万人程度の利用がございます。また、平成 27 年にはこちらのサッカーコートに隣接しましてフットサルコート を 1 面、また、雨が降った時のために避難所を兼ねた休憩所、150 m² 程度のものを建設しております、利用の促進を図っているところでございます。

インビレッジ浜田については以上で説明を終わります。

【本原】続きまして 6 ページですけども、各自治区のスポーツ施設に
掲載しております。A3 の紙をちょっと見て頂きたいんですけども、
年度の数値にしたものでございます。まず施設ごと、それに纏めて
それから維持管理費についてはちょっと括弧書きと括弧がないものか
上競技場・野球場・テニスコート・多目的広場、4 つございまして、それらの括弧の中が総額、括弧の外が、感覚的
なところであれなんですけども、大体何%の維持のための労力が要る、人件費等を概算で割ったもので、割り戻した
数字が管理費ということで書いております。利用料・使用料についてはその施設ごとの金額になっておりまして、それ
を割ったもので割合を出しております。で、管理形態については直営か指定管理かを書いております。開設年につ
いてはその施設が出来た年度。続いて平成 27 年度の開設日数と、分かるものと分からないものがあるんですけども、
括弧の中で利用件数を示しております。次に、平成 27 年度の利用人数です。A4 の基準を見て頂きながらちょっとあ
らわしますけども、1 万人以上のものが青、2000 人以上のものが黄色、利用人数の 1000 人未満が赤で表示をして
おります。利用者 1 人当たりの単価につきましては 300 円未満が青、300 円~500 円が黄色、1000 円以上かかって
いるのが赤ということで表示をしております。続いて①収入割合については 30%以上、20~30、10~20、10%未満
ということで AB CD、色については赤だけをしております。規模につきましては施設によって若干違うところはある
んですけども、大規模・中規模・小規模・狭小ということで ABCD を分けております。で、施設設備の整備状況につ
いても A~D の基準を設けてやっております。経過年数につきましては大改修を行ったところでリセットして、年数
で判断をしております。利用度につきましては年間の大体的日数でランクを分けております。利用の範囲は概ねです
けども、市内・自治区内・特定の地域っていうような分けをしております。総合評価のところを書いておりませんけ
ども、これにつきましては、これは実は皆様のところでご記入なりを審議会のところでご意見を頂けたらと思ってお
りますけども、現状維持をする施設を A、それから現状維持なんだけども管理費の削減または料金の改定をして行く
施設を B、地域管理最小限の管理に留めて地域の管理を検討する部分が C、地域に移管もしくは廃止する施設は D っ
ていうふうな判断になるのかなど。これ、実は 21 年にもそういうことをしておりましたけども、そういった部分を
頂きながら今後の施設についての在り方を検討頂けたらということでご思っております。先ほど [] さんのほうか
らもありましたけども、自治区によって特色を持った施設もあろうかと思っておりますので、その辺りも考えながらその
評価についてはして行くべきかなということを事務局としては考えているところでございます。部長さん、課長さん、
補足等あったらお願いします。

誤った説明

1500万

支出

に
27
す。
と陸

浜田市内のスポーツ施設の現状

氏名()

(H29.1.16 現在)

施設名	自治区	管理形態	開設年	Ⅲ 平成 27 年度 利用人数	Ⅳ (1-11)月 利用者 一人当 単価	① 収割 入会	② 規模	③ 整状 状況	④ 経年 経過	⑤ 利用 度	⑥ 利用 率	評 価				備 考	意 見 欄						
												最 終											
												A	B	C	D								
①陸上競技場	1 浜田市陸上競技場(東公園)	浜	指定管理	S24				A	A	B	A	A	A	3	2	2	1	市民会館が利用。公設の施設ながら競技・生涯スポーツ両面をもつ。H25総体維持改修:25,673千円	沈下が顕著な箇所。移転を検討すべき				
	2 旭公園陸上競技場	旭	直営	S56				C	C	C	C	C				9		トラック内でグラウンドゴルフに利用。陸上の利用がほとんどない。					
	3 三隅中央公園市民陸上競技場	三	指定管理	S59				B	B	B	C	B	B	B	3	4			大会・部活動の場。H20トラック整備:2,916千円	沈下の心配なし。周辺に駐車場あり			
②野球場	1 浜田市野球場(東公園)	浜	指定管理	S23	446			C	A	A	B	A	A	A	4	2	1		一般・中・高が主で、競技スポーツの場として利用。H28SO・放送設備改修:4,500千円	移転を検討すべき			
	2 今福スポーツ広場野球場	金	指定管理	H11	1,110	887			C		B						2	7	成人の利用があるが、頻度少ない。				
	3 旭公園市民球場	旭	直営	S56	2,186				B	C		C	B	B	B	5	3			大会・部活動の利用がある。ナイターの廃止。地元を中心に利用されている。			
	4 三隅中央公園市民野球場	三	指定管理	S59	6,287	385			B	A	A	C	A	A	A	9				大会・部活動を中心として使用頻度は高い。H25スコアボード観客席改修:76,870千円			
③体育館	1 浜田市健康増進センター	浜	直営	H12	不明			A		B	B	A	C	A	A	7				生涯スポーツの場として、一般、高齢者が主。利用頻度が高い施設。			
	2 サンマリノ浜田	浜	指定管理	S63	22,218	208			A	C	B	C	B	B	A	A	7				体育館は、多目的利用も多い。		
	3 金城運動公園体育館	金	指定管理	H4					B	A	A	C	A	A	A	A	7				一般利用が多い。サークル活動を中心に各種大会として利用。劣化による維持費が膨らむ。H25トイレスロープ自動ドア改修:19,371千円	6アリーナに空調必要。更なる利用が期待。	
	4 旭公園市民体育館	旭	直営	S56	6,174	377			C	B	B	A	B	B	B	B	8				一般成人が主で、サークル活動。利用料の改修が必要。H26床改修、玄関フロア床面改修。		
	5 岡見スポーツセンター	三	指定管理	H8	1,387	670					C	B	C	C	D	C			6			一般利用が主。利用者が少ない。利用率向上に寄与。評価D-C:利用率、利用範囲見直し	県外の集会所としても利用
	6 三隅中央会館多目的ホール	三	指定管理	S61					C	C	B	A	B	B	C	B	5				体育館は、クラブ使用中心(ソフトテニス、バスケ、バレー等)H20中央会館改修:249,479千円(一部を和紙会館として改修)評価C-B:改修実施、利用範囲見直し	講演会等でも利用	
	7 三隅中央公園屋内プール多目的運動場	三	指定管理	H9	8,711	960					B	B	A	B	C	B	6				アクア三隅内施設。健康増進、生涯スポーツの場。(エアロ、卓球、JVD等)評価C-B:利用率見直し		
	8 三隅B&G海洋センター	三	指定管理	S57	4,421				C	B	A	B	B	C	A	5	1				生涯スポーツの場。利用意向が強い。老朽化により管理費も増加。H24屋上防水等改修:50,044千円評価C-A:改修、利用率見直し	海洋教育の拠点施設	
④テニスコート	1 浜田市庭球場(東公園)	浜	指定管理	S29	4,289			A	A	B	B	B	B	B	B	5	2			一般、高齢・中学の利用。施設環境から生涯スポーツ色が強い。	移転を検討すべき。駐車場への転用も検討		
	2 金城運動公園テニスコート	金	指定管理	H4	1,802				A	A	C	C	B	B	B	1	7			オムニコート。テニス以外にフットサルの利用がある。評価A-B:経年			
	3 旭公園市民テニスコート	旭	直営	S56					C	B	C	C	B	D	C			8			サークル利用が中心。老朽化により利用者減。評価D-C:利用範囲見直し		
	4 三隅中央公園市民テニスコート	三	指定管理	S59	1,783	792			C	B	B	B	C	B	B	B	7				生涯スポーツの場。施設整備がされたが、管理面から料金の見直しが必要。		
⑤多目的広場	1 浜田市東公園ふれあい広場	浜	指定管理	S57	不明			C	C		A	A	-	B	1	6				生涯スポーツの場で利用できる。駐車場としても利用。H27一部舗装1,714千円			
	2 金城運動公園多目的広場	金	指定管理	H4	4,486	704			B	B	B	C	B	B	B	8				社会人の夕食やスポーツ野球を中心に実施。			
	3 波佐山村広場多目的広場	金	直営	不明	-				C									7			利用実態がない施設		
	4 弥栄運動広場	弥	直営	S57	不明				B	C					C	1	6				高齢者中心の生涯スポーツの場。自治区唯一の多目的広場で、税金・免除規定が改善されると収益増	自治区活動の拠点。駐車場としても利用	
	5 三隅中央公園多目的広場	三	指定管理	H13					C	B	B	C	C	B	C	B	7				一般、高齢、子どもが主に利用。使用頻度が多いが、多額の管理費がかかっている。評価C-B:利用範囲見直し		
	6 田の浦公園ソフトボール場	三	指定管理	S45	7,010	331				B	B	C	C	B	C	C	1	6			スポーツ野球の利用。地域のソフトボール大会開催		
	7 杉の森運動公園	三	直営	不明	-				C										7			利用実態がない施設	
⑥プール	1 浜田市室内プール	浜	指定管理	S62				A	C	B	A	A	B	-	A	6				H27.11~H28.8施設改修のため利用不可。小学校の授業でも利用。H2728総体改修:100,000千円			
	2 旭公園水泳プール	旭	直営	S56	1,561	909			B	C				B	C	B	1	6	1		幼・小、中が学校行事として利用。中心は子どもたちの遊び場(夏のみ営業)評価C-B:利用率見直し		
	3 三隅中央公園屋内プール	三	指定管理	H9		539			C	B	A	B	A	A	A	A	7				水泳指導、健康増進として利用。	小学校授業活用	
⑦フットサルコート	1 サンビレッジ浜田	浜	指定管理	H9		372			C	A	A	A	B	A	A	A	7				中国地域大会が可能な施設。H23人口定住化 H24照明強化H25観客席整備		
	2 サンビレッジ浜田	浜	指定管理	H28	-				C	B	A	C	-	B	B	1	5				H27新設:62,128千円		
	3 フットサルやさか競技場	弥	直営	H7	不明				C	B	A	C	C	A	A	B	1	5			専用コートとして市内外の利用あり。H27観客席整備、観音堂改修:11,124千円評価A-B:経年、利用収入		
⑧G.B.G.	1 サンビレッジ浜田	浜	指定管理	H8		368			A	B	B	B	B	A	-	B	2	3	1		市内外からの利用。H27冷暖房一部交換:5,234千円	石見唯一のスケート場。将来展望の際、不安である	
	2 今福スポーツ広場グラウンドゴルフ場	金	指定管理	H11	5,069				A	B	B	B	B	B	B	B			7			公園コース整備。	
	3 今福スポーツ広場ゲートボール場	金	指定管理	H11						C	B									7			評価C-D:利用率見直し
4 八戸川森林公園ゲートボール場グラウンドゴルフ場	旭	直営	不明	-															8			利用実態がない施設	

A B C D

浜田市議会議長 様

陳情

2021年6月8日

9 石見小学校の生徒の集団登校に出会うが、銀天街の生徒は挨拶をしない。
大人が挨拶をしないならまだしも、大人が挨拶をしても、挨拶を返さない。
河上部長、山口課長も目撃された。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳200

発言希望

10 金城中1年生のスキー事故から4年がたちその生徒も高2になった。

いまだに6月27日の議会で、父親が議会に求めたことについての4点ついて、教育委員会からは1つも回答がない。

教育長が代わってからは、今になって、「けがをした本人と話したい」と、4つの回答もしないで、一方的な要求をし始めた。

事故から4年も経って事故原因もはっきりしない、事故の責任者もはっきりしない、事故の責任もはっきりしない、誰も処分も注意もされていない。

頭蓋骨、上あご下あご、上下の歯、鎖骨など生命の危機があった事故だ。

2人の引率者がいなければならない中、引率者のいない状態で起こった事故だ。

「本人と話したい」という要求に対して、両親は困惑していらっしゃる。

相手に不安や不満を与えないようにしながら、早期に4つの回答、そして解決に向かわなければならないと思う。



陳201

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



発言希望

11 トランスジェンダーについて、制服の面から考慮してほしい
県立高校は、3/2が、女子が男子の制服を着ることができる
最初は、江津高校からH27年に始まり、隠岐島前高校など一気に進んだ。
中学生、小学生でも同じではなかろうか？
Xジェンダー、とかNsex だとか言われるなか、対応をしていくべきではなかろうか？
この悩みは、アンケートで書けるような問題ではないと思うので、慎重に扱ってほしい



陳202

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



発言希望

浜田市議会議長 様

陳情

2021年6月8日

13 SNS FBなどについて 危機管理（災害状況、ごみ、道路、落下物等）の情報提供にできれば、担当課の見回りの負担軽減や正確な事実の早期把握につながる
環境課、建設維持課、建築住宅課以外は進んでないように思える 取得率は低いと思う
災害はいつ来るかわからないので、もっと進めてほしい



陳203

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



発言希望

4 クラスター時の感染源の自殺があいついでいると聞く
松江市 出雲市 の例は 自殺者が出たと聞いている
浜田市の例もそのようなことをケアする必要があると思う
島根県のコロナ死者数はゼロと、全国ただ一つの件である
しかし、自殺の事実があるならコロナ以上に問題ではないか
感染者、陽性者のケアについて親（職場）、子供（学校）について問題になったことはないのか？また、対応はど
のように考えているのか？
対策を取るべきではないか？

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



発言希望

7 浜田市のごみステーション等については、浜田市が施策を作る、そして市民はそれに従うものと規定している
しかし、実態は、町内会任せで、ごみステーションは1km離れているところもあれば、銀天街のように3軒に
1つ、通りには10か所もあるところがある。

金城自治区は、燃えるゴミだけしか出せないところもある。また、個人がごみステーションを用意したにもか
かわらず、町内会長が「燃えるゴミだけ取りに来るように」と、金城支所にお願いを出し、そのようになっている。

ごみステーションが遠いため

分譲業者がその土地の上にごみステーションがあるのに、町内会長の越権行為、かつ妨害行為までなされてい
るところもある。

条例通りにする必要はないのか？



陳205

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



発言希望

6 銀天街アーケードや駅の構内で散歩中の犬が糞尿をする 糞はとる習慣がある 尿はそのまま。不潔極まりない。雨がかからないため流れないので不衛生、環境上問題があるのではないかと。屋根がある歩道は、「浜田の顔」という場所である。散歩の前にしっこをさせて出発する人もいる。国法律、県の条例、市の条例でも何か規定があるのではないかと。

浜田市はどう考えているのか？浜田の顔に当たる部分で、尿が累積するようで良いと思われるのでしょうか？
なんとかしなければならぬのではないのでしょうか？



陳206

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



発言希望

12 浜田市の病児保育国庫補助金不正取得について、裁判が始まる可能性がある
浜田市は、解決済み、決着はついたと報告したと理解している
しかし、住民監査請求を経たことにより訴訟になる可能性がある
現状はどのようになっているのか？
従業員も参加していると聞いている、従業員が参加するのは相当の覚悟がいるはずだ
本当に、浜田市は潔白なのか？



陳207

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



発言希望

浜田市議会議長 様

陳情

2021年6月8日

2 雇用促進の住宅の原状回復が浜田市の方針と言いながら、同じ浜田市の住宅でフローリング化とグレードアップ修繕を確認していた

2020年10月の雇用促進住宅指定管理のプレゼンがあった

事前に浜田市から審査委員に配布されたものに「より良い修繕は浜田市の方針ではない」「申請業者はより良い修繕を提案し、市の方針とは異なる」というようなことが書いてある文書を配布した

しかし、担当者は数カ月前に「若者住宅は、浜田市の方針で畳をフローリング化する」ということを把握していた

その内容は、指定管理の決定があった10月末の直後に文書化され、課長などと共有された

つまり、浜田市の方針は、原状回復修繕が確定していなかったにもかかわらず、事前に審査委員に浜田市の方針は原状回復だ、と事実ではない情報を提供した

このような流れで、どこがをどう直せばいいかわからないが、このままでいいはずはない

議会も浜田市ももっと透明性のある市民が不安を感じないようなやり方を模索してほしい



障208

浜田市日脚町184-1

森谷公昭



発言希望

浜田市議会議長 様

陳情

2021年6月8日

3 海石住宅の停電時の煙が出た冷蔵庫、住民の了解で交換せず 類焼の可能性
煙が出たものを住民がいいといったからと言って、そのままにするのはいかがなものか
万が一出火したら、延焼したら、ということまで考えると住民の意思とは関係なく交換すべきではないか？



陳209

発言希望

浜田市日脚町 184-1
森谷公昭



浜田市議会議長 様

陳情

2021年6月8日

5 長浜の~~水~~の危険な水たまりについて、保育園が近くにあるのに進展がない
急ぐ必要があるのではないか 雨のシーズン 台風のシーズンもちかづいている



陳-210

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



発言希望

8 建築住宅の市が所有する住宅について、「保証人を取らないことで統一すべきではないか」という
前回の陳情で、民間の様子を見て決めると言われたが、「地方自治体は住民のために進んでサービスを提供する
もの」と定められると解釈すべきではなからうか？
民間に足並みをそろえろとか、民間の様子を見るとかと言わないで、進んで住民のためにサービスを提供してほ
しい。連帯保証人の件について再考を促したい



陳211

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



発言希望

議会改革に関する検討結果

第 5 回報告書

令和 3 年 4 月

議員定数等議会改革推進特別委員会

令和 3 年 4 月 30 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員定数等議会改革推進特別委員会
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第 5 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理をはじめ、必要に応じて全議員への周知または関係委員会への通知等、適切な対応をお願いいたします。

記

【検討項目】議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

「議会基本条例と政治倫理条例のすり合わせをしてほしい。議会基本条例では、市民参加の開かれた議会とうたっているにもかかわらず、政治倫理条例では、市民不参加（議員のみ参加）で、原則非公開である。」という内容の陳情が議会運営委員会で採択されたことに伴い、浜田市議会基本条例と浜田市議会議員政治倫理条例の整合性を検討し、整合性のとれていない内容や新たに追加が必要な項目を調査・検討し、以下について結論を得た。

1. 浜田市議会議員政治倫理条例の一部改正について

市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動するという議会基本条例の理念に基づき、次の（1）から（5）について、改正・追加する。

*参考：「浜田市議会議員政治倫理条例 新旧対照表（案）」（別添 1 のとおり）

（1）審査請求（第 5 条）について

議員だけではなく、市民からも請求できることとし、議員の場合は 2 人以上の議員の連署、市民の場合は選挙権を有する者の総数の 100 分の 1 以上の連署を要する。

（2）審査会の委員（第 8 条）について

審査会の委員は 6 人とし、識見者又は議員から議長が委嘱する。

（裏面あり）

(3) 審査会の公開（第14条）について

審査会の会議は公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは非公開とすることができる。

(4) 議員政治倫理条例の目的へ議会基本条例を明記することについて（第1条）

議会基本条例において、議会や議員の活動原則を定めており、議員はその理念に基づいて職責を果たすべきであり、相互の関連性をより明確にするため、議員政治倫理条例の目的に議会基本条例について明記する。

(5) 政治倫理基準の追加について（第3条）

他市の規定等を参考に検討した結果、議員が、人権侵害のおそれのある行為を禁止する規定も必要であると判断し、「ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え又は脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。」という基準を追加する。

2. 浜田市議会議員政治倫理条例施行規程の一部改正について

浜田市議会議員政治倫理条例の一部改正に伴い、その施行に関する必要事項を定めた規程についても改正する。

*参考：「浜田市議会議員政治倫理条例施行規程 新旧対照表（案）」

（別添2のとおり）

浜田市議会議員政治倫理条例（平成20年浜田市条例第25号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は_____、 _____、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（政治倫理基準の遵守等）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（審査請求）</p> <p>第5条 議員_____は、第3条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、議員2人以上が</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（政治倫理基準の遵守等）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</u></p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（審査請求）</p> <p>第5条 議員又は市民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。）は、第3条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、次の各号に掲</p>

現行	改正後（案）
<p>連署する 書面により 行わなければならない。</p> <p>〔新設〕 〔新設〕 （審査会の委員）</p> <p>第8条 審査会の委員は、13人以内とする。</p> <p>2 委員は、議長が議員のうちから 任命する。</p> <p>3 委員の任期は、議員の任期 とする。</p> <p>4・5 〔略〕 （審査結果の報告等）</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査を請求した議員 _____ 及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。</p> <p>（調査審議手続等の非公開）</p> <p>第14条 審査会の行う会議又は調査審議の手続は、公開しない。ただし、出席委員の過半数の同意があるときは、この限りでない。</p> <p>_____</p> <p>（贈収賄罪等の刑確定後の措置）</p> <p>第17条 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法 （昭和25年法律第100号） 第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職</p>	<p>げる当該請求をする者の区分に応じ、当該各号に定める 書面により 行わなければならない。</p> <p>（1）議員 議員2人以上が連署する書面 （2）市民 市民の総数の100分の1以上が連署する書面 （審査会の委員）</p> <p>第8条 審査会の委員は、6人 とする。</p> <p>2 委員は、議長が識見者又は議員のうちから委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 委員の任期は、当該審査に要する間とする。</p> <p>4・5 〔略〕 （審査結果の報告等）</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査を請求した議員 又は市民の代表者 及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。</p> <p>（審査会の公開）</p> <p>第14条 審査会の行う会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。</p> <p>（贈収賄罪等の刑確定後の措置）</p> <p>第17条 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法 _____ 第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職</p>

現行	改正後（案）
職する場合を除く。）。	する場合を除く。）。

浜田市議会議員政治倫理条例施行規程（平成20年浜田市議会訓令第1号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（審査請求の手續）</p> <p>第2条 <u>条例第5条の規定により審査の請求をしようとする議員は、審査請求書（別記様式）を議長に提出しなければならない。</u></p>	<p>（審査請求の手續）</p> <p>第2条 <u>条例第5条第2項各号の規定による連署は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第8項の規定の例によりその委任を受けた者に記載させることができるものとし、同条第2項第1号の書面は審査請求書（様式第1号）とし、同項第2号の書面は審査請求書（様式第2号）及び審査請求署名簿（様式第3号）とし、これを議長に提出しなければならない。</u></p>
<p>2・3 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>2・3 〔略〕</p> <p><u>（審査請求署名簿の確認）</u></p> <p>第3条 <u>議長又は前条第2項若しくは第3項の規定により審査請求書の提出を受けた者（以下「代理者」という。）は、条例第5条第1項の規定により市民から審査の請求があったときは、浜田市選挙管理委員会に対し、審査請求署名簿に連署した者が市民（条例第5条第1項に規定する市民をいう。）であるかどうかの確認を求めるものとする。</u></p>
<p>（審査請求書の補正等）</p> <p>第3条 議長又は<u>前条第2項若しくは第3項の規定により審査請求書の提出を受けた者（以下「代理者」という。）</u>は、審査請求書の記載事項及び添付資料の内容について審査し、審査請求書に不備があるときは、相当の期間を定めて、審査請求をした議員（以下「審査請求議員」という。）にその補正を求めることができる。</p>	<p>（審査請求書の補正等）</p> <p>第4条 議長又は代理者_____は、審査請求書の記載事項及び添付資料の内容について審査し、審査請求書に不備があるときは、相当の期間を定めて、審査請求をした議員（以下「審査請求議員」という。）にその補正を求めることができる。</p>
<p>2 〔略〕</p> <p>（審査会の会長及び副会長）</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>（審査会の会長及び副会長）</p>
<p>第4条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p>	<p>第5条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p>

現行	改正後（案）
<p>(審査会の会議)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>(審査会の委員の除斥)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>(その他の契約等の範囲)</p> <p>第7条 <u>条例第3条第1項第4号</u>の請負には、一般物品納入契約及び物品修理等に係る契約を含むものとする。</p> <p>2 <u>条例第3条第1項第4号</u>のその他の契約には、土地、建物等の貸借契約を含むものとする。</p> <p>(資産報告書等の提出範囲)</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>(期限の特例)</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 〔略〕</p>	<p>(審査会の会議)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>(審査会の委員の除斥)</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>(その他の契約等の範囲)</p> <p>第8条 <u>条例第3条第1項第5号</u>の請負には、一般物品納入契約及び物品修理等に係る契約を含むものとする。</p> <p>2 <u>条例第3条第1項第5号</u>のその他の契約には、土地、建物等の貸借契約を含むものとする。</p> <p>(資産報告書等の提出範囲)</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>(期限の特例)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 〔略〕</p>

押印等の取扱いに関する検討について

(市議会議長会通知文抜粋)

デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、地方議会においても、議会運営に当たり押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当である。

上記の通知を受け、当市議会の関係例規及び各種書式における押印等の取扱いを検討する。現在検討を予定しているものは次のとおり。

- 1 浜田市議会会議規則の一部改正（請願書の記載事項）
- 2 浜田市議会委員会条例の一部改正（委員会の記録）
- 3 書式
 - (1) 政務活動費に関する書式
 - (2) 重要案件の意見交換会に関する書類
 - (3) その他任意の書式（会議等欠席届等）

標準市議会会議規則の改正について（請願書への押印関係）

改正の理由

デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、地方議会においても、議会運営に当たり押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当である。

この様な観点から、標準市議会会議規則の見直しを行い、請願者に対し提出時に求めている署名押印を署名又は記名押印に改める改正を行う。また、これに併せて、請願者が法人の場合の条文について、規定の整備を行う。

新旧対照表

新	旧
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>

改正の考え方について

標準市議会会議規則第139条第2項では、従来から請願紹介議員に署名又は記名押印を求めていること、また、標準都道府県議会会議規則では、従来から請願紹介議員及び請願者に対して署名又は記名押印を求めていることを踏まえた改正である。

加えて、身体的理由により署名が困難な請願者が自署できず、請願者の要件を満たさない事態は、憲法が保障する請願権の行使に反する恐れがあり問題が多いことも、単に押印を廃止するのではなく、選択肢として記名押印を残すこととした理由である。

参考 標準都道府県議会会議規則

第88条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 省略

参考 衆議院規則

第171条 請願書には、請願者の住所氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。

第173条 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

*衆議院ホームページで、「請願者の住所氏名を記載してください。氏名は自筆によることが原則です。印刷された文字などによる場合や複写されている場合は押印が必要です。」と掲載し、事実上、署名又は記名押印を求めている。

参考 参議院規則

第162条 請願書は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載したものでなければならない。

*参議院ホームページで、「請願者の氏名は自署によることが原則ですが、ワープロやゴム印などによる場合や複写されている場合は押印（拇印は不可）があれば署名と同様に扱います。

（中略）団体については、法人に限り、総代名義により請願書を提出することができます。

この場合は、当該法人の名称及び代表者の役職名・氏名を明記の上、代表者の役職名印を押印してください。」と掲載し、事実上、署名又は記名押印を求めている。

改正後の運用等について

標準市議会会議規則の改正後、押印を必要としている各種書式（標準市議会書式例）についても検討を行い、改正の手続を行う。なお、これに関する検討会の開催は行わず、議会関係三団体（本会、全国都道府県議長会及び全国町村議会議長会）の担当者による協議等での対応とする。

市議会事務局長 各位

全国市議会議長会

事務総長 滝本純生

市議会書式例の見直しについて

デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針（令和2年7月7日総務省通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」）を踏まえ、地方議会においても、議会運営に当たり押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当であるという観点から、去る2月12日の標準市議会会議規則の一部改正において、請願の記載事項を従来の押印から署名又は記名押印に改めたところでございます。

標準市議会会議規則の一部改正に併せ、議会が扱う文書の書式についても見直す必要があると考え、市議会書式例の見直しを行い、この度、本会HPメンバーのページ（議会事務局の方）の市議会議事次第書及び書式例に掲載させて頂くこととなりました。

各市議会における文書の書式見直しの際の参考としていただければ幸いです。

なお、政務活動費に関する書式（平成24年11月）については、「政務活動費の歳出予算上の節区分は、負担金、補助及び交付金の補助金が適当と思われます。」（地方財務実務提要）とされていることから、他の補助金との整合性に配慮するべきと判断し、市議会書式例の見直しに併せての見直しは行わず、政務活動費に関する書式の押印の要否については、執行機関が他の補助金に関する押印の要否を検討する際に、各市議会が執行機関と協議して、これを判断していただきますようお願い申し上げます。

1 書式の分類

市議会書式例に記載されている書式を次の4種類に分け、署名又は記名押印の必要性に関する基本的な考えは次の通り。

①当該市の議会、執行機関以外の外部に対するもの

→外部に対する文書内容の真正性を担保するため、原則として署名又は記名押印を要する。

②当該市の議会、執行機関内部に対するもの

→当該自治体内部における手続であることから、文書内容の真正性は担保されていると考え、原則として署名又は押印は不要とする。ただし、相手に法的な義務を課したり、権限行使を求めるもの及び相手方から要請があると思われるものについては、

一部を除きこの限りでない。

③身分、就任、退任、選挙に関するもの

→当該自治体内部における手続であるが、個人の権利義務の基礎となる手続であり、文書内容の真正性が要求されるものと考えられることから、署名又は記名押印を要する。

④外部から当該市議会に対するもの

→本人確認の必要性があることから、署名又は記名押印を要する。なお、署名又は記名押印により、「なりすまし」を完全に防止することは困難だが、できる限り防止することは可能と考える。

2 各書式の署名又は記名押印の判断基準

規則等で署名を求めているもの以外は、記名を原則とする。ただし、上記1で示した考えに基づき、一部は記名押印が適当とするが、相手方との協議により記名のみとすることを妨げるものではない。

【お問合せ先】

全国市議会議長会 企画議事部




T E L 0 3 - 3 2 6 2 - 2 3 0 3

市議会書式例 押印廃止・存置一覧表

※網掛けした様式は、押印を存置するもの(新設様式において押印を必要とするものを含む)。

- [分類]① 当該市の議会、執行機関以外の外部に対するもの
→外部に対する文書内容の真正性を担保するため、原則として署名又は記名押印を要する。
- ② 当該市の議会、執行機関内部に対するもの
→当該自治体内部における手続であることから、文書内容の真正性は担保されていると考え、原則として署名又は押印は不要とする。
ただし、相手に法的な義務を課したり、権限行使を求めるもの及び相手方から要請があると思われるものについては、一部を除き、この限りでない。
- ③ 身分、就任、退任、選挙に関するもの
→当該自治体内部における手続であるが、個人の権利義務の基礎となる手続であり、文書内容の真正性が要求されるものと考えられることから、署名又は記名押印を要する。
- ④ 外部から当該市議会に対するもの
→本人確認の必要性があることから、署名又は記名押印を要する。なお、署名又は記名押印により、「なりすまし」を完全に防止することは困難だが、できる限り防止することは可能と考える。

様式番号	名 称	分類	押印	備 考
1	応招通告	②	廃止	
2	欠席届	②	廃止	
3	宿所／連絡所(変更)届	②	廃止	
4	休会の日の開議通知			
	その1(議長が必要と認める場合)	②	存置	
	その2(開議請求による場合)	②	存置	
5	出席催告			
	その1(出席議員が定足数に達しないとき)	②	存置	
	その2(会議中定足数を欠いたとき)	②	存置	
6	議案の提出			
	その1(法 112 条の規定による議員提出議案)	②	廃止	連署(標準会規14条)
	その2(その1以外の議員提出議案)	②	廃止	連署(標準会規14条)
	その3(委員会提出議案)	②	/	様式の新設
7	修正案の提出			
	その1(法 115 条の3の規定による修正案)	②	廃止	連署(標準会規17条)
	その2(その1以外の修正案)	②	廃止	連署(標準会規17条)
	(別紙) 予算修正案	-	-	
8	事件／動議の撤回請求			
	その1(会規19条2項の規定による議員からの撤回)	②	廃止	
	その2(会規19条3項の規定による委員会からの撤回)	②	/	様式の新設
9	事件の訂正請求			
	その1(会規19条2項の規定による議員からの訂正)	②	廃止	
	その2(会規19条3項の規定による委員会からの訂正)	②	/	様式の新設

様式番号	名 称	分類	押印	備 考
10	議事日程	-	-	
11	議事日程のない開議通知	②	存置	
12	選挙投票用紙	③	存置	
13	当選の告知	③	存置	
14	当選の承諾			
	その1(当選人が議員の場合)	③	存置	
	その2(当選人が議員以外の場合)	③	存置	
15	議案付託表	②	-	
16	委員会審査／調査期限の通知	②	廃止	
17	委員会審査／調査期限の延期要求	②	廃止	
18	発言の通告			
	その1(質疑、質問)	②	廃止	
	その2(討論、議事進行、一身上の弁明)	②	廃止	
19	発言取消／訂正の申出	②	廃止	
20	委員会の招集通知	②	廃止	
21	委員会への出席要求	②	存置	
22	委員外議員の発言申出	②	廃止	
23	委員の修正案提出	②	廃止	
24	連合審査会の開会申入れ	②	廃止	
25	連合審査会の開会通知	②	存置	議長への通知については押印不要
26	証人の出頭要求	②	廃止	
27	記録の提出要求	②	廃止	
28	所管／所掌事務の調査通知	②	廃止	
29	派遣承認の要求	②	廃止	
30	閉会中の継続審査／調査申出	②	廃止	
31	少数意見の報告	②	廃止	
32	委員会の審査(調査)報告			
	その1(一般的)	②	廃止	
	その2(決算関係)	②	廃止	
	その3(資格決定)	②	廃止	
	別紙(資格決定書(案))	-	-	
	その4(懲罰)	②	廃止	
	その5(調査の結果)	②	廃止	
	その6(諮問・答申の審査報告書)	②		様式の新設
	その7(選挙管理委員の罷免審査報告書)	②		様式の新設
	その8(監査委員／人事委員(公平委員)の罷免同意審査報告書)	②		様式の新設
33	投票による表決要求	②	廃止	
34	白票及び青票	②	-	

様式番号	名 称	分類	押印	備 考
35	表決の投票用紙	②	存置	
36	請願の撤回	④	存置	様式の新設【署名又は記名押印】
37	請願文書表	-	-	
38	請願紹介議員の委員会出席要求	②	存置	
39	請願審査の報告	②	廃止	
40	請願の送付及び処理の経過並びに結果報告の請求	②	廃止	
41	辞職願(議長・副議長)	③	存置	【役職印から個人印へ変更】
42	辞職願(議員)	③	存置	
43	辞職許可通知			
	その1(開会中の場合)	③	存置	様式の新設【記名押印】
	その2(閉会中の場合)	③	存置	様式の新設【記名押印】
44	資格決定の要求	③	※存置	※署名又は記名押印
45	資格決定書の交付			
	その1(要求議員)	③	存置	
	その2(被要求議員)	③	存置	
46	懲罰動議	③	廃止	連署(標準会規160条)
47	戒告文案	-	-	
48	陳謝文案	-	-	
49	傍聴券			
	その1(一般)	-	-	
	その2(議員紹介)	-	-	
50	議員派遣の件	-	-	
51	委員会所属変更申出	②	廃止	
52	委員長及び副委員長の当選報告	②	廃止	
53	委員会の招集(委員長互選のため議長から)	②	存置	
54	辞任願(委員長・副委員長)	③	存置	【役職印から個人印へ変更】
55	辞任願(委員)	③	存置	
56	委員会の招集(委員長から)	②	存置	
57	委員会の招集変更	②	存置	議長への通知については押印不要
58	委員会の招集請求	②	廃止	
59	説明員の委員会出席要求			
	その1(委員長から議長へ)	②	廃止	
	その2(議長から執行機関へ)	②	廃止	
60	公聴会開催承認の要求	②	廃止	
61	公聴会告示	①	存置	
62	公述人決定の通知(申出があった者に対し)	①	存置	
63	公聴会出席要請(特定の利害関係者又は学識経験者に対し)	①	存置	

様式番号	名 称	分類	押印	備 考
64	参考人出席要請			
	その1(委条29条1項 委員長から議長へ)	②		様式の新設
	その2(委条29条2項 議長から参考人あて)	①		様式の新設【記名押印】
65	委員会会議記録	①②	※存置	※署名又は押印(標準委条30条)
66	議決条例/予算の送付	②	廃止	
67	事務検査	②	存置	
68	監査及び結果報告の請求	②	存置	
69	証人出頭/記録提出の請求	①②	存置	
70	宣誓書	④	※存置	※署名押印
71	証言/記録提出拒否についての声明要求	①②	存置	
72	告発書	①	存置	
73	調査照会/記録送付の要求	①	存置	
74	専門的知見の活用	②		様式の新設
75	臨時会招集の請求			
	その1(法101条2項の規定による議長からの招集請求)	②		様式の新設【記名押印】
	その2(法101条3項の規定による議員からの招集請求)	②	存置	
76	開議の請求	②	廃止	
77	秘密会の発議	②	廃止	
78	投票の効力に関する決定書の交付	③	存置	
	別紙(投票の効力に関する決定書)	③	存置	
79	出席要求	②	存置	
80	侮辱に対する処分要求	③	※存置	※署名又は記名押印
81	招状	②	存置	
82	不信任議決の通知	③	存置	
83	議会解散請求に関する弁明	②	存置	
84	議員の欠員通知	③	存置	
85	市長の退職申立通知	③	存置	
86	意見聴取	②	存置	
87	会議の結果報告	②	廃止	

予算決算委員会の在り方について

【経過】

3月15日の議会運営委員会で超党はまだ及び西村議員から決算審査にかかる提案に対して各会派らの意見が述べられた。今後、出された意見をもとに検討することとしている。

■（提案1）超党はまだ

（9月の決算審査時）

執行部が主要施策等実績報告書に「事業実施評価」「うまくいかなかった理由」「残された課題」などを記述してもらおう。（業務の負荷になるが、これは執行部にとって必要なものである）

【3月15日議会運営委員会での補足説明（芦谷委員）】

執行部と市長と我々と事柄を共有するという原点である。したがって、結果を総括し、掲載するところで市長側と議会側が共有するという精神で記述した。

■補足事項

令和2年度主要施策等実績報告書への「執行率低調の理由及び事業の評価・課題」の追加

■協議事項

導入の可否

主要事業報告書への総括事項の詳細な記載事項の検討

会派からの意見（3月15日議会運営委員会会議録から抜粋）

会派名	意見
山水海	<p>1点目、決算の書類内に掲載されている主要事業掲載基準を改めて確認しておきたい。</p> <p>2点目、その事業における担当部の総括については要約文書でよいので決算時に添付されていたほうが審査しやすいのではということで、これを求めたい。</p> <p>三つ目は、事業番号について。当初予算と補正予算で事業番号がばらばらである。マイナンバーのように通し番号を振っていただいたほうが、後から見直しやすいと全員共通で思っているため、この際に提案してはどうかということで申し上げます。</p>
創風会	<p>特に主要事業については今議会（3月定例会議）でも説明シートが少ないということがあった。そのシートは決算も事務報告も皆書式が違うのだが、1枚の紙で全てがまかなえる形の書式を考えていただき、最初の書類が決算にも使えて決算の反省、事業の検証に使える形にしてはどうか。</p>
未来	<p>新規の主要事業の説明が足りないことについては、私も入れさせてもらったし会派でも意見があった。予算決算の進め方、まとめ方で発言するやり方については少し考えていただきたい。</p>
超党はまだ	
公明クラブ	<p>山水海から、予算と決算とで同じ番号にという意見が出たが、そうしていただくと見やすい</p>
西川議員	<p>説明シートをもう少し丁寧にとは要望したい。</p>
西村議員	<p>執行部自らが事業を評価するのは非常によいことだと思う。ただ下手をするとこちらがそれに引っ張られる。</p>

■（提案 2）西村議員提案

1 決算審査（9月議会）のあり方についての意見

予算決算委員会における質疑終了後、1日程度の設定で3つの常任委員会ごとに分かれて意見を集約し、その集約した意見を全体会において発表し、最終的に予算決算委員会としての附帯意見としてまとめ上げる方式を提起したい。

（現状に対する問題意識）

- ▶ 1年間の市政運営の決算審査にあたり、結果的に数百に及ぶ事業に対し何の附帯意見もつけずに「認定」とする議員が相当数存在する現状は、改善の必要ありと考える。
- ▶ また、質疑終了後、すぐに議員に意見を求める（書いてもらう）現在のやり方では、議員の理解が深まらないように感じている。少人数で意見が出やすい状況をつくるためにも、常任委員会単位での意見集約をスケジュールに加え、意見集約を2段階制にすることで上記2項目の弱点の強化をめざす。

【3月15日議会運営委員会での補足説明（西村議員）】

いわば二段階方式というのか。視点は二つあって、一つは先ほどから意見が出ていたが、何百も事業があっても何の疑問もない、指摘を受けない事業は考えにくい。何か一つ二つ指摘することがあるのでは、という視点がある。それを出し合って今までは一つなり二つなりのテーマに絞って指摘してきたが、ただこの前も言ったように私の印象としては問題点というか指摘をする事項について、議員側の深め方が弱い印象を持っている。本当に真剣に執行部と渡り合えるのかという、突っ込みの弱さが私には感じられるケースがよくある。そういう問題意識があり、それを回避して中身のある附帯意見にするためにはどうしたらよいか、という一つの方法論として考えたものであり、23人が全員でこういう場でディスカッションするよりは常任委員会レベルの7~8人で議論したほうが意見も出やすいし、まとまりもよいのでは。書いてあるようにそれをまた全体の場に持ってきてもらうことでもっと深まりが出るのでは、という思いで書いたものなので。形にはこだわらない、深まればよいし意見が出ればよい。

■協議事項

□導入の可否。導入した場合の流れ

会派からの意見（3月15日議会運営委員会会議録から抜粋）

会派名	意見
山水海	決算委員会の附帯意見についてだが、出し方は今までどおりでよいのではないかと、ただし、各委員が必ず附帯意見を記すようにここは徹底して、きちんと決算に対する意見を述べるということを共有すればよいのではないかと。
創風会	予算決算委員会を開いた後に常任委員会を開催するのもどうなのかという事務局からの指摘もあった。予算決算委員会で常任委員会ごとにグループに分かれて話し合い、附帯意見をつけるなど、いろいろやり方があるかと思うが、やってみないとわからない印象である。これから半年あるので、皆で知恵を出してまとめていってはどうか。
未来	特になし
超党はまだ	全議員が自分の視点なり切り口なりで、きちんとした決算内容について視点で切り込む。したがって全議員が決算認定について何らかの見解を持つので、意見は全員出すということによりよい。
公明クラブ	附帯意見についてはなかなか難しい。特に全員が附帯意見をといっても、全体について賛成というか、特に問題はないと思われる方もあるのではないかと、というところで難しいという意見も出た。
西川議員	各会派からの意見で包含されている
西村議員	

令和2年度当初予算説明資料 抜粋(例)

整理番号	事業区分	前年比較	事業名及び事業概要	事業費 (前年度)	一般財源 (前年度)
523	裁量		土木総務事務費 【事業概要】 道路、橋梁、河川等の円滑な管理に係る経費 【主な内容】 ○道路台帳更新委託料 8,359千円 ○道路照明灯等維持修繕費 14,720千円 ○島根県土木協会負担金 824千円 ○土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援補助金 5,100千円 【担当課】 維持管理課・各支所産業建設課 【特定財源】 国県支出金：2,550 地方債：0 その他：2,066	33,716 (33,669)	29,100 (29,394)

令和2年度4号補正予算説明資料 抜粋(例)

番号	新規区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源
25		土木総務事務費 県受託事業の追加に伴う調整 ○本郷川砂防工事に係る用地取得 222千円 ○国道186号線工事に係る用地取得 510千円 【事業費】 補正前 補正額 補正後 33,716 732 34,448	732	0	0	732	0

予算説明資料と対比した表現にすること

- ・説明資料上の「主な内容」を転記し、決算額を円単位で記載
- ・執行していない事業は標記しない(決算0円は記載しない)

令和2年度主要施策等実績報告書 (例)

事業名	土木総務事務費						No. 2
担当課	建設企画課、維持管理課、金城産業建設課、旭産業建設課、弥栄産業建設課、三隅産業建設課						
科目等	事業区分	前年比較	会計	款	項	目	
	裁量	継続	〇1 一般会計	〇8 土木費	〇1 土木管理費	〇1 土木総務費	
予算額 (説明資料番号)	繰越明許費	当初	第1号	第2号	第3号	第4号	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	33,716 (523)					732 (25)	
	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	
千円	千円	千円	千円	千円	千円		
第11号	第12号	第13号					
千円	千円	千円					
▲ 5,366 (139)							
執行状況	現計予算	流用等額	予算現額	翌年度繰越額	決算額	執行率	
	千円	千円	千円	千円	千円	%	
	29,082	2,075	31,157		28,397	91.14	

【主な経費】

○道路台帳更新委託料	〇〇〇〇円
○道路照明灯等維持修繕費	〇〇〇〇円
・修繕料	〇〇〇〇円
・電気料	〇〇〇〇円
○島根県土木協会負担金	〇〇〇〇円
○土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援補助金	〇〇〇〇円
○本郷川砂防工事に係る用地取得	〇〇〇〇円
○国道186号線工事に係る用地取得	〇〇〇〇円

仮に予算説明資料に記載があっても、減額補正し、執行がなかった経費は、記載しない

【事業実績】

道路台帳の更新や、道路照明灯等の維持管理修繕を行い、道路・橋梁・河川等の円滑な管理を行った。

【主な流用等要因】

基準以上の流用があった場合、何が原因で、何に使ったか、文章で表現すること

【執行率低調の理由及び事業の評価・課題】

執行率70%未満だった場合、執行率が低調となった理由及び当初想定していた事業目的や成果を達成できたかという視点から、事業の評価や今後の課題などを文章で記入すること

令和元年度決算認定に係る付帯意見 (R2.9 予算決算委員会)

令和元年度 一般会計歳入歳出決算認定について

1. 正確な決算数値の把握及び資料作成について

事業実施結果にかかる数値等は、決算審査に欠かせない重要な資料であり、担当課・部署において正確に把握し、内容等に誤りがないかを十分精査したうえで、各種資料を作成すべきであり、一層のチェック体制の強化を図られたい。

2. 適正な財産管理と監査委員の指摘事項について

公有財産の土地・建物と山林について、台帳精査により誤りが修正された。今後は財産管理の徹底を図られたい。

また、監査委員においては、厳格なチェック体制を図り、事業名称や数値等の誤りに対しては的確に指摘を行い、重要事項は意見書に反映するなどして、さらなる監査機能の充実に努められたい。

3. まちづくり総合交付金の明確な使途基準について

まちづくり総合交付金の事業報告書に使途が不適切と思われるものがあつた。使途の基準を明確にし、それを徹底するなどルールを十分に周知し、適切な指導を行う体制を整えられたい。

4. 予備費の充用について

平成 30 年度決算認定にかかる付帯意見の専決処分・予備費についての対応報告に「予備費についても緊急かつ不測の事態に対応する趣旨から、必要性を事前に十分精査する」とあるが、精査が不十分と思われる事業が見受けられた。今後も適正な予備費充用と説明責任を果たすよう努められたい。

5. 適正な予算要求と主要施策等実績報告書への評価等の記載について

未執行の事業や執行率の低い事業については、予算編成時に十分精査し、適正な予算計上に努められたい。

また、平成 30 年度決算認定にかかる付帯意見の予算と決算との乖離について対応報告されているように、入札減や事務費の節約・手法の見直しなどにより、結果的に執行率が低くなるものもあることから、実績報告書にその旨明記するとともに、政策的経費については事業実績に加えて、事業の評価・課題などを記述されたい。

令和3年5月20日

総務文教委員長 西村 健 様
福祉環境委員長 柳 楽 真智子 様
産業建設委員長 串 崎 利 行 様
議員定数等議会改革推進特別委員長 牛 尾 昭 様
自治区制度等行財政改革推進特別委員長 澁 谷 幹 雄 様
議会運営委員長 笹 田 卓 様

議会広報広聴委員会
委員長 三 浦 大 紀



はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

令和3年4月12日の全員協議会で確認した標記案件について、令和2年5月1日発行のはまだ議会だより Vol.58 から Vol.60（令和3年2月1日発行）で実施した読者アンケートに寄せられた意見について、別添意見等一覧表を提供いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、貴委員会にて議会としての対応をご協議いただき、協議経過及び結果を令和3年6月21日（月）までにご報告くださいますようお願いいたします。

報告いただいた内容は、令和3年9月1日発行予定のはまだ議会だより Vol.62 において「読者アンケート特集ページ」に掲載します（別添の掲載イメージをご参照ください）。

また、貴委員会において、はまだ議会だよりの読者に向けてアンケート調査を行いたい項目があれば、議会広報広聴委員会までお知らせください。

読者アンケート(意見等一覧)

NO	意見	所管委員会	発刊号
1	<p>他県から農業の就労（研修、実習）で来られた方が、その実習を終えた後に浜田市で継続して農業を続けることが難しく、結果浜田市を去ってしまうという話を耳にします。 農業含め、土木や建築・建設業の人材不足は深刻です。特に土砂災害などが発生した際にまず現場に入るのは土木・建設業です。 リモートワークとは程遠い業種なので厳しいとは思いますが、こういった市民生活を下支えしている業界への後押しが必要ではないかなと感じます。 他県からのIターンへの就労条件を母子で介護施設だけではなく、家族みんなで浜田へ来てもらい、土木建設業なども視野に入れた施策の展開を期待します。 とにかく各業界へ足を運んで声を聞いていただきたい。大手ではなく中小の事業所を重点的に。 机に向かっているだけでは声は聞こえません。</p>	産業建設委員会 総務文教委員会	Vol. 58
2	<p>地域ごとの市民の意見（報告会）は一度も行われていません。議員の役目は市民の声を市政に反映することです。早急に開催すべきです。12月に開催とは何事ですか。</p>	議会広報広聴委員会	Vol. 58
3	<p>今後も井戸端会議は継続してほしい（出席しやすい時間帯を考えてほしい。夜は出席しにくい。） 市民が生活上困っている問題などアンケートをとって市場調査をしてほしい（議会へ届ける手段がないので困る。）</p>	議会広報広聴委員会	Vol. 58
4	<p>全世帯26,140軒のうち866件の返答は全体の3.31%。その調査結果を2ページにわたりグラフにしてありますが、意味があるのですか？公民館は全て閉鎖され、市役所にわざわざ届けた人の返事。返信方法が間違っていたのでは？もう少し議会だよりにより魅力があると嬉しいのですが…。</p>	議会広報広聴委員会	Vol. 58
5	<p>ウェブ会議による情報共有と意見交換と集約は評価できる。</p>	議員定数等議会改革推進特別委員会	Vol. 58
6	<p>コロナ感染症について、いつ終息宣言が出されるのか？ イベント等の開催が以前のようにできるのはいつに！ 市への要望は多々ありますが、市議会への要望はなかなか機会がありません。</p>	議会広報広聴委員会	Vol. 58
7	<p>コロナのことも大事ですが、先日、駅前通りを日曜日にタクシーで通りましたが、歩いている人がいなく、出雲の駅の通りは市内でもバスの中でも人がいっぱい。もう少し人が集える商店通りを考えてください。県大生がおられてもほとんど歩いている姿が見えません。</p>	産業建設委員会	Vol. 58
8	<p>聞いてみたいことがあってもどなたに聞いたらいいのかわかりません。選挙の時は近い感じがしますけれど。</p>	議員定数等議会改革推進特別委員会	Vol. 58
9	<p>アンケートの調査結果を表されたが、Q5、Q6がいかにかに反映されるか？ 議員の中には二足の草鞋で職務は全うできるのか。また、資質は？ 元年歳出の科目中、市職員・議員に払われるものはどこに表されているのか？市民は理解できているのか？</p>	議員定数等議会改革推進特別委員会	Vol. 58
10	<p>議会中に居眠りをされている議員の方の映像が映ります。非常に不愉快です。真剣さが見られません。</p>	議会運営委員会	Vol. 58
11	<p>PCR検査が浜田市においては実施不能で松江に検体を送ると聞いています。代わりに抗原検査を医療センターに依頼するとありました。実際に浜田においてクラスターなど発生した場合の対応、検査は大丈夫なのか心配です。もたもたしないのでしょうか。</p>	福祉環境委員会	Vol. 58
12	<p>定数を削減し、そのお金で議員の報酬を上げ、若い議員の成り手を望む。</p>	議員定数等議会改革推進特別委員会	Vol. 58

読者アンケート(意見等一覧)

NO	意見	所管委員会	発刊号
13	浜田市議会の様子をケーブルテレビで見ることがあります。私たちの暮らしとは少し距離があるお話ばかりです。 各議員さん方へのお願いですが、各地域の実態に目を向けていただき、日々の暮らしが少しでも良くなるように活動を頑張ってくださいと思います。現在の市政について厳しく対応をお願いします。	議会運営委員会	Vol. 58
14	議員さんを地域で見かけることがありません。本来ですと行政職員が地域に出かけて要望とか現状とかを把握し、施策に反映することが至当ですが、そのような様子がありません。ぜひ、議員さんに本来のお仕事の範疇ではないかと思いますが、お願いさせていただきます。 今、地域住民は困り果てています。地域の声を聞いてください。誰が地域を、浜田を守っているのでしょうか。議員さんの数を減らすのではなく、議員さんの活動を広げてほしいことが願いです。議員さんが頼りなのです。ぜひお願いします。地域の「まちづくり委員会」との話し合いを計画してください。	議会広報広聴委員会	Vol. 58
15	久保田市長になってあつという間に7年。浜田は何が変わったのか？分からない。駅前？少し変わったけど人が居ない。浜田漁港？新しくなったけど、外仕事の中仕事になっただけで、中身は何も変わってない。働く人の意見は何も反映されていない。むしろ！県外の大中型船の選別作業は困難をしいられている。浜田港につながるバイパスはできたけど、何の意味がある？瀬戸ヶ島の埋立地とマリン大橋の下はごみ捨て場のためにあるのか？あのゴミを見て何も思わないのか？他にも言いたいことは山ほどあるけど、このままで良いのか？買い物に益田や出雲に行く現実！浜田は終わらないか？子供達に孫たちに継承できる町にできるのか？不安だらけでどうしようもない。	産業建設委員会	Vol. 59
16	議会だよりを読ませていただき、横文字が多く理解しにくいので、なるべく使わないでほしい。もし使うなら和訳したもののかっこ書きしてほしいです。良い例が広報はまだ11月号（P5）のパブリックコメント（意見公募）です。横文字も大事ですが、英会話が重要です。 （分からない言葉）ジェンダー平等、デジタルストーリー、パブリックコメント、ブランディング戦略、マイタイムライン、渚の交番be	議会広報広聴委員会	Vol. 59
17	本会議をテレビで見ることがあるが、スマホを使っている人もいる。議会はタブレットがあるのにスマホも必要なのか。	議員定数等議会改革推進特別委員会	Vol. 59
18	市民対談いいですね！これからも楽しみにしています。	議会広報広聴委員会	Vol. 59
19	議員定数削減のアンケートに参加しました。アンケート結果は18名が多数を占めたと聞いていますが、議員の皆様はその結果を考慮されないのでしょうか!!	議員定数等議会改革推進特別委員会	Vol. 59
20	全体的に読みやすくなったと感じますが、市政を問うページに市議会議員さんの写真掲載について、せめて全員マスクを外した人物像が見える写真が良いのではないのでしょうか？コロナを意識しているのは感じますが、写真は関係ないのでは？	議会広報広聴委員会	Vol. 59
21	要望）そろそろ運転免許証を返納したいと考えています。病院への通院、買い物にタクシー券を使いたいと思いますが、タクシーを頻繁に使うと高くつくので、バスを利用したいと思います。ところがバスの運行時間の間隔が1時間に1本くらいしかないので、使い勝手が大変悪いです。もっと使い勝手の良い時間配分にしてもらうと、高齢者の免許返納者が増えると思います。考えていただきたい。松江市は運行配分がとても良いと聞いています。参考にしてみてください。	総務文教委員会	Vol. 59
22	1. 黒川町には空き家や誰も住んでいないアパート（黒川町のパチンコ店隣）があり、中学生・高校生が夜間、近くを帰宅するとき、犯罪に巻き込まれはしないかと心配。早急に解体し、更地にしてもらいたい。 2. 下水道が整備されておらず、家庭からの排水が黒川から浜田川に垂れ流しになっている。環境汚染を食い止めるために、早急に下水道の整備をしてもらいたい。	1. 産業建設委員会 2. 福祉環境委員会	Vol. 59

読者アンケート(意見等一覧)

NO	意見	所管委員会	発刊号
23	1. 一般質問の姿勢について 質問に入る前に、関係のない話をされるが、真面目さが感じられない。 2. ハコモノ行政で支出が増加するが、議論されているのでしょうか。	1. 議員定数等議会改革推進特別委員会 2. 自治区制度等行財政改革推進特別委員会	Vol. 59
24	令和3年3月から公民館という名称はなくなり、コミュニティセンターとして機能が強化されることになって、今までどおり職員さんも、そして活動もくらしの学校でなく、このコミュニティセンターでできるよう、切にお願いいたします。	総務文教委員会	Vol. 59
25	私たちは今現在、いろいろなことを公民館で行っていますが、学校まで行って行事をしたくはありません。何をしても今のままが一番幸せです。老後の集える場所は集まりやすい現在を切に望んでいます。	総務文教委員会	Vol. 59
26	議員としての仕事をきちんとするべき！ 議員は市民より偉いわけではない。一部の住民の意見を総意のように捉えるなど資質を疑いたくなるようなこともある。	議会運営委員会	Vol. 59
27	議員さんは仕事よりメンツが大切なのでしょうか。	議会運営委員会	Vol. 59
28	浜田市市議会議員は全市の議員だと思いますが、巷で市民の意見を聞いたり、事業の様子を調べられたりするのをほとんど見たことがない。 集会などの売名の場面ではよく見かけるが、それが仕事ですか。	議会運営委員会	Vol. 59
29	アトリエ・スノイロに通っておられる方の表紙が印象的で素敵でした。web版でのminiも楽しみにしています。 コロナ禍で政治への関心が高まっているように思います。webやSNS、動画サービス、色々なツールを利用して一番身近な市政にもっともっと関心を持ってもらえるような活動を期待しています。 今回の西川議員の「小学生にボールで遊べる公園を要望された」という発言を見て、自分たちの声が届くんだ、と感激しました。	議会広報広聴委員会	Vol. 60
30	要望書の掲示について 市民、地域からの要望は要望書等(議会宛は除く)で市長宛に提出されておるとおもいます。その時議員も立ち会っていただいております。議会活動と共に地域の課題等を届ける重要な議員活動だと思います。要望書一覧を掲示することにより、各地域でどのような課題があるか全市民が共有することは、政策への関心が高まり深く考えることができると思われる。考え方が違う議員一人一人にとっては問題があるかもしれませんが、一考をお願いいたします。ややもすればうわすべりな資料が多い昨今、市が抱える諸問題を市民に真正面から呈示することは今最も重要ではないのでしょうか。	議会運営委員会	Vol. 60
31	市議会だよりを発行されたときは、本当に何度も読んでおりますが、これで実現されたら本当にすごいと思いますが、本当に実現されないことが多く、もう少し市議の方も歩いて、市民の声を聞いて市民の小さなことでも実現するよう行動していただきたい。議会だよりもあまり変化がない。読んでまた同じようなことを言っている方が目立つ。	議会運営委員会	Vol. 60
32	一般質問を全員がやることは良いことだと思う。地域住民にとっても張り合いがある。	議会運営委員会	Vol. 60
33	一般質問の状況が毎号掲載されていますが、いつも同じような事案ばかりであり、字数が制限されているせいか、質問、答弁も理解がしがたく、分かりにくいためあまり目を通す気にならない。むしろケーブルテレビの活用について重点を置くべきではないのでしょうか。どうしても議員全員の質問を掲載したいのであれば、紙面を増やして、読んで理解できるような広報にしていきたい。	議会広報広聴委員会	Vol. 60

読者アンケート(意見等一覧)

NO	意見	所管委員会	発刊号
34	私のふるさととは今市。帰って見ると空き家になり住む人がいない。田や畑は荒地が多い。浜田の田舎に行つてよかったですか。市議会議員の皆さま、見て歩いたらどうですか。江津や益田は良い町です。	総務文教委員会	Vol. 60
35	議会だよりの紙面構成が充実してきました。今月号はすべて読破しました。こういう市民目線の構成、今後もどうかよろしくをお願いします。	議会広報広聴委員会	Vol. 60
36	前回質問したバス運行の件について、回答はどうなったか。紙面でも良いので回答していただきたい。議会の傍聴について、以前議会の傍聴したいと思ひ、市報を読んでいたら、人数制限があったり、前もって予約をしなければならぬなど制約が多く、諦めた。いつでも気軽に制約なしに傍聴できるようにしてほしい。	議会運営委員会	Vol. 60
37	暮らしについて、厳しい状況ですが、議会を見ても視点が違いむなし。もっともっと地域の声を聞く手法を切に望む。地域の声も、もうどうでもいい的になっているため、危機的。	議会広報広聴委員会	Vol. 60
38	まちづくりセンターのコーディネーターの配置について、人材の確保について、どのように考えておられるのか不安。公募と聞いているが、ハローワークの紹介だけでなく、心から地域づくりをしたい方に来ていただきたい！例えば、地域おこし協力隊の方に担っていただけると、目からうろこの地域づくりになっていくのでは…	総務文教委員会	Vol. 60
39	私たちが暮らしの中であるいは地域づくりの中での困り事についての中身が全くないし、取り組まれていることが全く伝わらない。行政も私たちに対して無関心。議会の役割に期待している。	議会運営委員会	Vol. 60

読者アンケート意見対応報告

議会運営委員会

No. (号)	意見	対応経過及び結果
10 (58)	議会中に居眠りをされている議員の方の映像が映ります。非常に不愉快です。真剣さが見られません。	
13 (58)	浜田市議会の様子をケーブルテレビで見ることがあります。私たちの暮らしとは少し距離があるお話ばかりです。 各議員さん方へのお願いですが、各地域の実態に目を向けていただき、日々の暮らしが少しでも良くなるように活動を頑張っていたいただきたいと思います。現在の市政について厳しく対応をお願いします。	
26 (59)	議員としての仕事をきちんとするべき！ 議員は市民より偉いわけではない。一部の住民の意見を総意のように捉えるなど資質を疑いたくなるようなこともある。	
27 (59)	議員さんは仕事よりメンツが大切なのでしょうか。	
28 (59)	浜田市市議会議員は全市の議員だと思いますが、巷で市民の意見を聞いたり、事業の様子を調べられたりするのをほとんど見たことがない。 集会などの売名の場面ではよく見かけるが、それが仕事ですか。	
30 (60)	要望書の掲示について 市民、地域からの要望は要望書等(議会宛は除く)で市長宛に提出されておるとおもいます。その時議員も立ち会いしていただいております。議会活動と共に地域の課題等を届ける重要な議員活動とあります。要望書一覧を掲示することにより、各地域でどのような課題があるか全市民が共有することは、政策への関心が高まり深く考えることができると思われる。考え方が違う議員一人一人にとっては問題があるかもしれませんが、一考をお願いいたします。ややもすればうわすべりな資料が多い昨今、市が抱える諸問題を市民に真正面から呈示することは今最も重要ではないでしょうか。	

読者アンケート意見対応報告

31 (60)	市議会だよりを発行されたときは、本当に何度も読んでおりますが、これで実現されたら本当にすごいと思いますが、本当に実現されないことが多く、もう少し市議の方も歩いて、市民の声を聞いて市民の小さなことでも実現するよう行動していただきたい。議会だよりもあまり変化がない。読んでもまた同じようなことを言っている方が目立つ。	
32 (60)	一般質問を全員がやることは良いことだと思う。地域住民にとっても張り合いがある。	
36 (60)	前回質問したバス運行の件について、回答はどうなったか。紙面でも良いので回答していただきたい。 議会の傍聴について、以前議会を傍聴したいと思い、市報を読んでいたら、人数制限があったり、前もって予約をしなければならないなど制約が多く、諦めた。いつでも気軽に制約なしに傍聴できるようにしてほしい。	
39 (60)	私たちが暮らしの中であるいは地域づくりの中での困り事についての中身が全くないし、取り組まれていることが全く伝わらない。行政も私たちに対して無関心。議会の役割に期待している。	

特集 はまだ議会だより読者アンケート

読者アンケート 取扱い方法の説明

Vol. 60 (令和3年2月1日発行)

意見概要	所管委員会	対応経過及び結果

Vol. 61 (令和3年5月1日発行)

意見概要	所管委員会	対応経過及び結果

Vol. 62 の読者アンケート

Vol. 58 (令和2年9月1日発行)

意見概要	所管委員会	対応経過及び結果

Vol. 59 (令和2年11月1日発行)

意見概要	所管委員会	対応経過及び結果